

### 第3 提出書類の内容

#### 1 提出書類

提出書類は以下のとおりである。なお、提出書類については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。

##### (1) 資格審査書類

資格審査書類受付時に次の書類を一括して、正本1部、副本1部提出する。

① 参加表明書 (様式A-3)

② 参加資格審査申請書 (様式A-4)

##### 〈添付書類〉

すべての構成員について、以下の書類を添付する。

a 社概要及び定款

b 企業の決算報告書(単体及び連結、直近3カ年)

c 納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市町村民税及び固定資産税)の写し(直近1カ年)

d 法人登記に関する登記事項証明書

③ 構成員メンバー表 (様式A-5)

④ 委任状(構成員→代表企業) (様式A-6)

⑤ 委任状(代表企業内、構成員内) (様式A-7、A-7-2)

⑥ 代表企業の参加資格要件一覧 (様式A-8)

##### 〈添付書類〉

a 平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿への登載及び格付を証する書類(建設工事入札参加資格級別格付決定通知書の写し)

b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し

⑦ 管路施設の設計業務を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-9)

##### 〈添付書類〉

調書に記載した業務の委託契約書の写し、完成検査通知書または実績証明書の写し、及び設計大要が記載されている資料

⑧ 汚水処理施設の設計業務を行う企業の参加資格要件一覧(様式A-10)

##### 〈添付書類〉

a 建築士法第23条に規定する建築士事務所の登録に係る登録通知書の写し

b 調書に記載した業務の委託契約書の写し、完成検査通知書または実績証明書の写し、及び設計大要が記載されている資料

⑨ 管路施設の建設業務(土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事)

を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-11)

〈添付書類〉

- a 建設業法第3条の1に規定する特定建設業の許可に係る許可通知書の写し
  - b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し
  - c 工事実績に記載した業務の請負契約書の写し、工事完成検査通知書または施工実績証明書の写し、及び工事大要が記載されている資料
- ⑩ 汚水処理施設の整備業務（土木工事、建築工事、機械器具設置工事及び電気工事）を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-12)

〈添付書類〉

- a 建設業法第3条の1に規定する特定建設業の許可に係る許可通知書の写し
  - b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し
  - c 工事実績に記載した業務の請負契約書の写し、工事完成検査通知書または施工実績証明書の写し、及び工事大要が記載されている資料
- ⑪ 維持管理・運営業務のうち汚水処理施設の保守点検業務を行う企業の参加要件一覧 (様式A-13)

〈添付書類〉

- a 調書に記載した業務の請負契約書の写し、業務完了検査結果通知書の写し、及び当該業務内容を確認できる仕様書等
- ⑫ 協力企業名簿 (様式A-15)

## (2) 提案書類

提案書受付時に以下の書類（提案書提出届については1部、技術提案書及び価格提案書については、正本1部、副本30部）を一括して提出する。なお、提出書類には、所定の表紙を付け、それぞれ1分冊とする。

ア 提案書提出届

提案書提出届 (様式B-1)

イ 技術提案書

(ア) 管路施設の設計・建設

- ① 設計説明書（管路計画平面図、計画縦断図） (様式BK-1)
- ② 設計説明書（管路施設設計計算書） (様式BK-2)
- ③ 設計説明書（特殊構造物等構造図） (様式BK-3)
- ④ 設計説明書（施工計画） (様式BK-4)
- ⑤ 設計説明書（工程計画） (様式BK-5)

- ⑥ 当処理区内の地上条件及び地下条件に関する事業実施上の評価並びにこの評価を踏まえたSPCに求められる役割 (様式BK-6)
- ⑦ 旧実施設計との比較優位性の確保 (様式BK-7)
- ⑧ 建物、井戸または用水施設との近接工事を行う場合の設計及び施工計画 (様式BK-8)
- ⑨ 工事期間中における地域住民の生活に対する利便性の確保 (様式BK-9)
- ⑩ 設計図書 (管路計画平面図、計画縦断図)
- ⑪ 設計図書 (管路施設設計計算書)
- ⑫ 設計図書 (特殊構造物等構造図)
- ⑬ 設計図書 (各仮設、工法等構造図)
- ⑭ 設計図書 (概略工程表)

(イ) 汚水処理施設の設計・建設

- ① 設計説明書 (容量等計算書) (様式BO-1)
- ② 設計説明書 (施工計画) (様式BO-3)
- ③ 施設の優れた維持管理性等の確保 (様式BO-4)
- ④ 工事の安全性及び確実性の確保 (様式BO-5)
- ⑤ 設計図書 (容量等計算書)
- ⑥ 設計図書 (全体平面図)
- ⑦ 設計図書 (フローシート)
- ⑧ 設計図書 (設備上部平面図)
- ⑨ 設計図書 (設備下部平面図)
- ⑩ 設計図書 (設備断面図)
- ⑪ 設計図書 (施設鳥瞰図)
- ⑫ 設計図書 (概略工程表)

(ウ) 維持管理・運営

- ① 維持管理体制 (様式BI-1)
- ② 管路施設 (様式BI-2)
- ③ 汚水処理施設 (様式BI-3)
- ④ 長期修繕計画 (様式BI-4)
- ⑤ 長期修繕計画書 (様式BI-4-2)

(工) 事業計画その他

- ① 事業収支計画 (様式BJ-1-2)

- ② 事業スキーム図 (様式B J-1-3)
- ③ 建設委託料(過年度分)の金利及び調達額の算定 (様式B J-2-2)
- ④ 資金調達の方法 (様式B J-2-3)
- ⑤ リスク管理方針 (様式B J-3-2)
- ⑥ 本事業の早期効果発現のための措置 (様式B J-4)
- ⑦ 地域振興に対する貢献 (様式B J-5)

#### ウ 価格提案書

- ① 価格提案書(全体) (様式B P-1)
- ② 価格提案書(内訳) (様式B P-2)
- ③ 建設委託料内訳書及び費用負担計算書 (様式B P-3-2)
- ④ 維持管理委託料内訳書 (様式B P-4-2)

#### エ その他

- ① 配属予定技術者の業務実績等の要件一覧 (様式A-14)
- ② 配属予定技術者の資格を証する書類
- ③ 配属予定技術者の実績として記載された業務に対する当該技術者の従事を証明する資料

## 2 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 応募者の参加資格要件の無い者が行った応募
- ② 「参加表明書」に記載された代表企業以外の者が行った応募
- ③ 応募者の記名及び押印を欠く応募、または応募事項を明示しない応募
- ④ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- ⑦ その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募

## 3 優先交渉権者の決定方法

- ① 市は、提案審査における「総合評価順位」を踏まえ、優先交渉権者を決定する。
- ② 優先交渉権者が事業契約を締結しない場合、または事業契約を締結できない場合には、「提案審査」における総合評価順位の高い者から順に契約交渉を行うことがある。

## 第4 優先交渉権者決定後の措置

### 1 基本協定の締結

市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。ただし、優先交渉権者が基本協定締結までの間に第2、4、(2)のいずれかの要件に該当した場合は、優先交渉権者との基本協定及び優先交渉権者が設立するSPCとの事業契約は締結しない。

### 2 特別目的会社（SPC）の設立等

#### (1) 出資の条件等

- ① 優先交渉権者は、本事業を遂行するため、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。
- ② SPCの発行する全ての株式は、構成員により本事業の契約期間終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超えなければならないものとする。
- ③ 構成員によるSPCへの出資金額は、8千万円を超えるものとする。

#### (2) 有資格者の配置

以下の要件を満たす工事監理者を配置すること。

- ① 工事監理者が所属する企業が、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士の登録を行っていること。
- ② 建設業法第27条の18の規定による監理技術者資格証を有し、専任で従事できること。

### 3 事業契約の締結

- ① 市は、PFI法第9条の規定に基づき、市議会の議決を得た上で、優先交渉権者が設立するSPCと事業契約を締結する。
- ② 事業契約締結に係る費用は、SPCの負担とする。
- ③ SPCは、契約締結後速やかに、提案価格の積算内訳書を市に提出し、確認を受けなければならない。

### 4 SPCの権利義務等に関する制限

#### (1) SPCの事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の文書による承諾がある場合を除き、SPCの構成員は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法等により処分してはならない。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

S P Cの構成員は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

S P Cが、市に対して有する本事業の施設整備業務及び維持管理・運営業務に係る債権は、市の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、市に対して有する本事業の施設整備業務及び維持管理・運営業務に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

(5) 土地の使用等

S P Cは、事業期間中において、特定事業の用に供するために、污水处理施設の建設予定地を無償で使用することができる。

(6) 財務諸表の提出

S P Cは、毎会計年度、当該会計年度の財務諸表（会社法第435条第2項に規定する計算書類、事業報告及び附属明細）を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎会計年度経過後3カ月以内に市に提出する。また、市は、当該計算書類を公開できるものとする。

## 5 契約保証金

契約保証金については、以下のとおりとする。

(1) 率

施設整備業務に要する費用（ただし、割賦支払利息を除く。）並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の100分の10以上。

(2) 次に掲げる有価証券等を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 国債または地方債の証券
- ② 鉄道証券その他の政府の保証のある証券
- ③ 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- ④ 銀行が振出しまたは支払保証をした小切手

- ⑤ 銀行が引受けまたは保証若しくは裏書をした手形
- ⑥ 銀行に対する定期預金債権
- ⑦ 銀行等または保証事業会社の保証（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）

(3) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ① SPC が保険会社との間において、市を被保険者とし、保険金額を契約保証金額とする履行保証保険契約を締結した場合
- ② SPC から委託を受けた保険会社との間において、保険金額を契約保証金額とする工事履行保証契約を締結した場合

## 6 市とSPCの責任分担

### (1) 基本的な考え方

本事業は、市とSPCが適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することを目指すものであるため、原則としてリスクを生じた原因者がそのリスクを負担するものとする。

本事業において、施設整備業務及び維持管理・運営業務の責任は、SPCに帰すものであり、SPCが建設した農業集落排水施設については、原則としてSPCのリスクで性能保証を行う。

ただし、不可抗力等の、市またはSPCのいずれかの責めにも帰することのできないものについては、原則として市がリスクを分担するものとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

市とSPCの責任分担は、事業契約によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について、募集要項等に示されていない場合、または不明確なものがある場合は、優先交渉権者と市との協議により定めるものとする。

### (3) 金融機関との直接協定の締結

市は、事業の継続を確保する目的で、SPCに対して資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 第5 事業の実施に関する事項

### 1 業務の委託

SPCが本事業における業務の一部を構成員以外に委託する場合、または請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得るものとする。

### 2 保険

SPCまたは民間事業者は、建設期間中において、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入することが必要である。維持管理期間中においては、第三者賠償責任保険及び火災保険に加入することが必要である。

保険等の具体的内容は、「業務要求水準書」で示す。

### 3 市による事業実施の監視（モニタリング）

- ① 市による事業実施の監視（以下「モニタリング」という。）は、SPCにおけるセルフモニタリングによる自主改善が十分に機能するように措置されることを前提とする。
- ② 市は、このようなSPCの改善措置を前提として、事業の実施状況のモニタリングにより、SPCが定められた業務を確実に実施し、業務要求水準書に記載された要求水準を達成しているか否かを確認する。
- ③ 市はモニタリングの結果、SPCが提供するサービスが要求水準に達していない場合には、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、またはSPCが改善勧告に従わない場合には、契約を解除する場合がある。
- ④ モニタリング及びサービス購入料の減額等に係る詳細は、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書」のとおりとする。

### 4 事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合は、市とSPCは誠意をもって協議する。なお、契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

### 5 募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）

募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）は、以下のとおりとする。

加須市 上下水道部 農業集落排水課

〒347-0032 加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター 2階

電話：0480-65-5432

e-mail：[noshu@city.kazo.lg.jp](mailto:noshu@city.kazo.lg.jp)



## 【別紙1】

### サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書

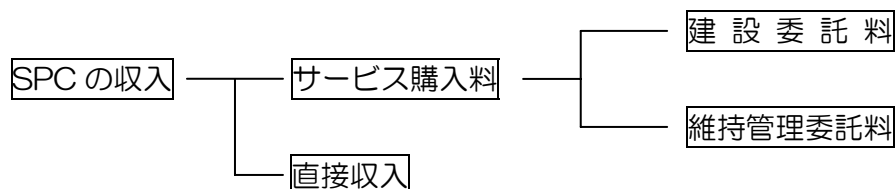
#### 第1 サービス購入料の基本的考え方

##### 1 SPCの収入

本事業におけるSPCの収入は、SPCが市に提供したサービスに対する対価として市がSPCに支払うサービス購入料である。

また、サービス購入料は、施設整備業務に対して支払われる建設委託料並びに維持管理・運営業務及び事業終了時の措置に対して支払われる維持管理委託料に区分される。

なお、SPCは、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができる。



##### (1) 建設委託料の構成

建設委託料は、農業集落排水施設の施設整備業務に要する費用及び業務を実施するためにSPCが必要とする費用から構成される。

なお、建設委託料のうち、施設整備費（割賦手数料を除いたもの）は、国庫補助金及び埼玉県の交付金の対象となる補助対象事業費及びそれ以外の非補助対象事業費に区分される。

支払の区分		費用内訳	SPCが実施する業務	
建設委託料	施設整備費 ├ 補助対象 └ 非補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計費</li> <li>・工事監理費</li> <li>・建設費</li> <li>・保険料</li> <li>・建中金利</li> <li>・開業費</li> <li>・融資組成費</li> <li>・公租公課</li> <li>・会社運営費</li> <li>・その他費用</li> </ul>	施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路施設の設計及び関連業務</li> <li>・汚水処理施設の設計及び関連業務</li> <li>・管路施設の建設業務</li> <li>・汚水処理施設の建設業務</li> <li>・工事監理業務</li> <li>・処理機能調整工事業務</li> <li>・既設管路調査業務</li> <li>・周辺家屋等影響調査業務</li> <li>・各種申請等補助業務</li> <li>・住民対応業務</li> </ul>
	割賦手数料	SPCの調達する資金の金利		

## (2) 維持管理委託料の構成

維持管理委託料は、農業集落排水施設（既設管路を含む。）の維持管理・運営業務及び事業終了時の措置に要する費用及び業務を実施するためにSPCが必要とする費用から構成される。

支払の区分	費用内訳	SPCが実施する業務	
維持管理委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・電力費</li> <li>・上水道費</li> <li>・通信費</li> <li>・保守点検費</li> <li>・水質検査費</li> <li>・汚泥処分費</li> <li>・薬品費</li> <li>・修繕費</li> <li>・消耗品等費</li> <li>・清掃費</li> <li>・保険料</li> <li>・公租公課</li> <li>・会社運営費</li> <li>・その他費用</li> </ul>	維持管理・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路施設の維持管理業務</li> <li>・汚水処理施設の維持管理業務</li> <li>・農業集落排水施設の運営等業務</li> </ul>
		事業終了時の措置	維持管理・運営移管業務

### (3) SPCの直接収入

SPCは、受益者の排水設備（対象家屋から公共ますまでの宅内配管、水洗化施設等）の設置工事、受益者の負担軽減のための分割払い制度等を実施し、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができる。

## 2 サービス購入料支払いの考え方

### (1) 建設委託料

#### ア 建設委託料（当該年度分）

市は、施設整備費の6割に相当する額を、国の補助金、県の交付金、受益者の分担金、地方債等により資金を調達し、建設委託料（当該年度分）として、設計及び建設期間中の各年度末に支払う。

ただし、地方債については、その起債条件と、イにおけるSPCの資金調達条件とを比較考量し、地方債がより有利な条件で調達可能である場合には、イのSPCが調達する資金の一部または全部を地方債により調達し、建設委託料（当該年度分）として、設計及び建設期間中の各年度末に支払う。

#### イ 建設委託料（過年度分）

ア以外の費用はSPCが調達することとし、市は、建設委託料（過年度分）として、SPCが調達する資金を元本とし、その利息を合わせたものを、維持管理・運営期間中に分割して年1回支払う。

### (2) 維持管理委託料

ア 市は、維持管理委託料を年12回に分けて支払う。

イ 維持管理委託料は、固定費及び変動費とする。

ウ 変動費は受益者の接続状況（接続率）により算定される接続率に比例して支払う。

## 3 市の支払うサービス購入料の財源

市がSPCに支払うサービス購入料の財源内訳を以下に示す。

### (1) 建設委託料

#### ア 国の補助金

補助対象事業費の50%に相当する額が実施年度において市に交付される。

- イ 県の交付金（平成19～21年度交付分）  
補助対象事業費の7.5%に相当する額が実施年度の翌年度から5年間にわたり均等に分割されて市に交付される。
  
  - ウ 受益者の分担金  
施設整備費の8.5%に相当する額を、市が「加須市農業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例」に基づき、平成18年度から4回に分けて徴収する。
  
  - エ その他の財源  
市が下水道事業債の借入、または市の一般会計からの繰入により確保する。
- (2) 維持管理委託料
- ア 県の交付金（平成22～26年度交付分）  
補助対象事業費の7.5%に相当する額が実施年度の翌年度から5年間にわたり均等に分割されて市に交付される。
  
  - イ 施設使用料  
農業集落排水施設の供用開始後に排水設備（宅地内配管等）を設置し、使用を開始した受益者から市が「加須市農業集落排水処理施設設置及び管理条例」に基づき徴収する。なお、市では、1戸当たり月4,000円程度の施設使用料を想定している。
  
  - ウ その他の財源  
市が市の一般会計からの繰入により確保する。

## 第2 建設委託料（過年度分）の提案

応募者は、1に示す市の建設委託料（過年度分）の返済条件を前提とし、2に示す市の起債に係る金利負担額と、民間資金の金利等負担額を比較し、民間資金で、より市の負担額が低くなる提案が可能である場合には、民間資金が有利である金額について、施設整備費の4割を上限として民間資金により調達する提案を行うものとする。

なお、建設委託料（過年度分）の提案を行わないことも可能である。

### 1 市の建設委託料（過年度分）の返済条件

市が支払う建設委託料（過年度分）の支払い条件は、以下のとおりとする。

返済期間：15年

据置期間：0年

金利：民間事業者からの提案による（固定金利）

返済方法：元利均等（年1回返済）

支払時期：年度当初（4月30日を支払期日とする。なお、当該支払期日が休日の場合は翌営業日の支払いとする。）

### 2 提案審査に用いる地方債の起債金利

提案審査に用いる地方債の起債金利は、以下のとおりとする。

なお、応募者は、市が資格審査結果通知に添付して提示する平成18年10月2日時点における地方債金利により、市の起債に係る金利負担額と民間資金の金利等負担額とを比較し、提案を行うものとする。

起債金利 2.0%（平成18年7月20日現在、償還期間15年（据置0年）の固定金利、元利均等払）

## 第3 提案価格及び評価価格

### 1 提案価格の算定

応募者は、市が支払うサービス購入料の総額（以下「提案価格」という。）を提案する。提案価格は、建設委託料と維持管理委託料を合算した額とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

提案価格は、インフレ率及び割引率を考慮しない金額とする。

### 2 評価価格の算定方法

本事業を実施する民間事業者の選定において、価格の評価に用いる価格（以下「評価価格」という。）は、以下のとおりとする。

なお、評価価格は、インフレ率及び割引率を考慮しない金額とする。

また、提案にかかる民間資金と地方債の優劣の比較は、主として金利の利率の比較により行われることになるが、その他の要素についても比較の対象とする場合がある。

- ① 提案に係る民間資金が地方債よりも有利なものと判断された場合で、かつ建設委託料（過年度分）の全部を民間資金で調達する提案がなされた場合

評価価格 = 提案価格

- ② 提案に係る民間資金が地方債よりも有利なものと判断された場合で、かつ建設委託料（過年度分）の一部のみを民間資金で調達する提案がなされた場合

評価価格 = 提案価格 + 地方債利息

- ③ 提案に係る民間資金が地方債よりも不利なものと判断された場合

評価価格 = ( 提案価格 - 民間資金に係る利息相当額 - 融資手数料 )  
+ 地方債利息

- ④ 民間資金の提案がなされなかった場合

評価価格 = 提案価格 + 地方債利息

#### 第4 サービス購入料の支払い方法

##### 1 支払いの基本的考え方

市は、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書」に基づくモニタリングを行い、業務要求水準書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、SPCに対してサービス購入料を支払う。

##### 2 建設委託料（当該年度分）

市は、建設委託料（当該年度分）を、中間検査のモニタリングの結果により、設計業務、建設業務とも毎年度の出来高に応じて平成18年度から平成21年度の各年度末に以下に示す方法により支払う。

- ① 平成18年度から20年度の市の支払額は、各年度の出来高の90%を上限とする。

SPCは、出来高が決定された後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求があった日から30日以内に支払う。

- ② 平成21年度の市の支払額は、建設委託料（当該年度分）と前年度までに支払った額の差額とする。建設委託料の改定があった場合は、それを考慮する。SPCは、完成及び引渡し検査に合格した後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求があった日から30日以内に支払う。

##### (1) 出来高の確認及び算定方法

###### ア 設計業務

市は、毎年度末に提出される中間検査報告書及び設計業務完了時に提出される設計図書の確認を行い、イ、①に示す方法により各年度の出来高を決定する。

#### イ 建設業務

市は、以下に示す方法により各年度の出来高を決定する。

- ① SPCは、契約締結後に市に提出し、確認された提案価格の積算内訳書に基づき、毎年度末に翌年度の工程表、建設委託料及び建設委託料の積算内訳書を市に提出し、確認を受ける。
- ② 市及びSPCは、毎年度末に業務要求水準書に基づく中間検査を行う。
- ③ SPCは、②の検査に基づき、①の書類により、出来高を算定し、市に提出し、確認を受ける。
- ④ 市は、①により、年度ごとに建設委託料（当該年度分）を確保する。各年度ごとの建設委託料（当該年度分）の支払額は、契約締結後に市に提出し、確認された提案価格の積算内訳書及び各年度末に提出される建設委託料の積算内訳書に基づき市が決定する額を上限とする。

### 3 建設委託料（過年度分）

- ① 市は、SPC調達資金を元本とした建設委託料（過年度分）について、割賦元本と割賦支払利息の合計額を第2の1に示す方法でSPCに支払う。
- ② 平成22年度から平成36年度の各年度当初（4月30日を支払期日とする。なお、当該支払期日が休日の場合は翌営業日の支払いとする）において、年1回、計15回にわたって支払う。
- ③ 割賦金利は、提案による金利とする。
- ④ SPCは、毎年度当初に市に請求書を提出する（提出期限毎年度4月10日）。なお、当該請求書の提出日が提出期限を超過した場合は、市からSPCへの支払いが遅延する場合もある（この場合、支払期日（4月30日）の翌日から実際の支払日までの間の経過利息について市は負担しない）。

### 4 維持管理委託料

市は、維持管理委託料として、固定費と変動費を合算した額を平成22年度から平成36年度の維持管理・運営期間中に年12回、計180回にわたり、SPCに支払う。

市は、業務報告書受領後、SPCから請求があった日から30日以内に支払う。

#### (1) 固定費

維持管理委託料のうち固定費は、維持管理・運営業務に要する費用のうち、

固定的に支出する以下の費用とする。

人件費、電力費の基本料金、上水道費、通信費、保守点検費、  
水質検査費、修繕費、消耗品等費、清掃費、保険料、公租公課、  
会社運営費、その他費用

## (2) 変動費

維持管理委託料のうち変動費は、維持管理・運営業務に要する費用のうち、  
農業集落排水施設への接続状況により変動する以下の費用とする。

電力費（基本料金を除く）、汚泥処分費、薬品費

## (3) 変動費の算定方法

変動費は、原則として提案のあった変動費に算定時点の同意戸数に対する接  
続戸数の比率（以下「接続率」という。）を乗じて得た額とする。

変動費の支払額 = 提案による変動費 × 接続率（接続戸数 / 同意戸数）

なお、変動費の詳細な算定方法は以下のとおりとする。

- ① 接続率が20%に達するまでは、2箇月毎に接続率を調査し、20%を  
乗じて得た額を翌月からの変動費に反映する。
- ② 接続率が20%を越え95%に達するまでは、2箇月毎に接続率を調査  
し、接続率を乗じて得た額を翌月からの変動費に反映させる。
- ③ 接続率が95%を越えた月以降は、100%を乗じて得た額を翌月から  
の変動費に反映させる。

## 第5 サービス購入料の金額改定

### 1 物価変動による改定

#### (1) 建設委託料

建設委託料の物価の変動による改定は原則として行わない。

ただし、特別な要因により、主要な工事材料の日本国内における価格に著し  
い変動が工期内に生じ、建設委託料が不相当となった場合、市またはSPCは、  
建設委託料の変更を請求することができる。

また、予期することの出来ない特別の事情により、日本国内において急激な  
インフレーションまたはデフレーションが工期内に生じ、建設委託料が著しく  
不相当となった場合、市またはSPCは、建設委託料の変更を請求することが  
できる。



上記の場合において、建設委託料の変更額は、市及びSPCが協議して定める。

## (2) 維持管理委託料

維持管理委託料の物価の変動による改定は以下のとおりとする。

- ① 事業契約時に定める維持管理委託料を基準額とし、各年度の対価を前年度10月1日時点で公表されている最新の物価変動指標に基づいて確定する。改定した維持管理委託料は翌年度4月1日以降の支払いに反映させる。
- ② 企業向けサービス価格指数（下水道）に基づく改定については、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。前回改定が行われた時（改定がない場合は平成18年10月24日時点で公表されている最新の指数）と比べて1%以上の変動が認められる場合に維持管理委託料の改定を行う。

$$\text{改定後の支払額} : AP_t = AP_z \times (CSPI_{t-1} / CSPI_z)$$

$$\text{ただし、} (CSPI_{t-1} / CSPI_z - 1) \geq 1.0\%$$

$$\text{または、} -1.0\% \geq (CSPI_{t-1} / CSPI_z - 1)$$

AP<sub>t</sub> :改定後の支払額

AP<sub>z</sub> :前回改定時の支払額

CSPI<sub>t-1</sub> :改定時の前年度の企業向けサービス価格指数

CSPI<sub>z</sub> :前回改定時の企業向けサービス価格指数

- ③ 電力費の改定については、上記②によらず、改定された料金表により計算された額とする。

主な維持管理・運営業務		使用する指標
管路施設の維持管理	管路施設の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力費を除く費用</li> <li>企業向けサービス価格指数（下水道）</li> <li>【出典：日本銀行物価指数月報】</li> <li>・電力費</li> <li>電力料金の改定に連動</li> </ul>
	管路施設の清掃	
	管路施設の修繕・更新	
污水处理施設の維持管理	污水处理施設の運転	
	污水处理施設の保守点検	
	水質検査	
	污水处理施設の清掃	
	汚泥の処理・処分	
農業集落排水施設の運営等	安全衛生対策	
	緊急時における体制等の確保	
	住民対応	
	見学者の対応	

## 2 増加費用等の算定及びサービス購入料の改定

### (1) 市が負担する増加費用等

市が負担する増加費用等は、業務要求水準書に示すとおりである。

### (2) 増加費用等の算定

増加費用等は、以下の資料に基づき、実際の現場条件を勘案してSPCが算定し、市と協議を行い決定する。

- ① 技術提案書様式に基づき算定された以下の工事の直接工事費の概算金額
  - ・ 水道管の切り回し等工事
  - ・ 管路埋設後の道路復旧工事のうち、舗装復旧工事
  - ・ 既設管路との接続工事
  - ・ 水路を横断する施設の工事
- ② 第4の2の(1)イの①で市が契約締結後及び毎年度末に確認した提案価格の積算内訳書

### (3) 増加費用等に伴うサービス購入料の支払い

#### ア 建設委託料

建設委託料に係る増加費用等は、市において、増加費用の支払に関する予算措置が行われた後、速やかに支払われる。ただし、市は、建設委託料の増額を行うことにより、増加費用等の支払いに代えることができる。

なお、建設委託料に係る増加費用等の建設委託料（当該年度分）と建設委託料（過年度分）は、提案時の配分比率により決定することを原則とする。

#### イ 維持管理委託料

維持管理委託料に係る増加費用等は、市及びSPCの協議により、支払い方法を決定する。

## 3 モニタリングによる減額

市は、モニタリングの結果、SPCが実施した維持管理・運営業務について、業務要求水準書に記載された水準を満たしていないことが認められた場合は、維持管理委託料を減額するものとする。

維持管理委託料の減額については、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書」のとおりとする。